

駅通情報

第71号

時評

日本人の古里を想う

—興味を持たれる

那馬台国の位置 —

私は、日本人の一人として、日本人のまし方とか、日本の古代史に惹かれ、道路、古墳等に魅せられるのである。我が民族は、どこから来てどこへ行こうとしているのか、妙に気掛かりになり、興味を持つのである。要するに、日本の何處にでもいる物好きであり、私もそのうちの一人である。

私のような物好きは、日本中にたくさんいて、雑志雑人伝に出てくる那馬台国の中九州説、又は畿内説を主張する、それぞの専門家の調査結果に喜んで、北九州説の論文を読み、それで、北九州説に傾き、また、畿内説の論文を読み、それで、少々傾向になるが、去る日、北海道新潟の「歴史・考古学の窓」の項に、考古学者、坂詰秀一氏が三世紀の遺物群「鐵の内装」で注目、と題して、鐵向（まさむく）道路について、次のように記述している。

「これまで各種道路が発見され、それが、那馬台国の畿内の有力な証拠として挙げられていた。坂詰から、その要點として奈良県鐵向（まさむく）道路（奈良縣板井市在）であった。○鐵向道路は今回初めて三世紀時代の道路として発見され

たものではない。」

從前から初期の大和王權の中心地として知られていたもので、「私も、鐵向（まさむく）という珍しい地名であることから以前から名前だけは知っていた。」

さて、今回の坂詰氏の記事によると、「今回新たに発見された道路は一九七八年に建物二棟が発掘されていたが、この建物に南北六メートル以上、東西は不明である」という。從前確認されていた西側の一棟の東側に凸字形の縁に閉まれた神殿様の建物跡（約五メートル四方）が以前に発掘されていたが、この道路の東方に今回東西縁の存在が明らかになった」という。ちょっと分かりずらいため、神殿様建物と今回発見された建物は隣で閉まれてあり、より東方の発掘が期待されるものである。

以上の建物跡は、三世紀の前半のころのものと考えられ、同道路中において重要な施設が存在していた地点の手掛かりとなり、那馬台国の中九州説を主張する人達の注視的であり、主張の有力手掛かりとなるであろう。」

と坂詰氏は解説している。

○那馬台國古墳

さらに同氏の論文は続く。

「今回さらに奈良県の那馬台國（ねびとけ）がねづか）古墳の周囲に寺院の基壇に類似する石敷きが発見されたが、これは以前に南側に発見された石敷きとともに七世紀ころにおける一方墳の墓野であることが明らかになつたもの」だという。

○百濟寺跡

長くなつて恐縮であるが、もう一か所について書かせてもらうと、

「同寺跡からは「修理院」工房跡が発掘された。寺院跡の北東部、同寺の基壇の内側から二・四メートル四方の穴が横に開かれ、付近から鉄造施設の溶解が粘土（ねんど）塊、土

製造風呂の断片、青銅・鉄の斧（かく）などが出土した。古代寺院の修理所の実態を示す希少な資料である。

これまでの遺跡は、前述の廻向遺跡のようになつて建物跡地と古墳や、山口県小郡等に見られるように河川改修跡等であるが、百濟寺跡地では珍らしく工所跡が発掘された。

この工所では、青銅製や鉄製の物を製造するとか、修理したものと見られる跡地である。

私が「前号に書いた解説は、私の想像では青銅であるよう」に思つたので、「この百濟寺の工所で造られた」とも考えられる。夢はふくらむばかりである。興味津々である。

○ 邪馬台国は北九州説と畿内説
邪馬台国は北九州にあつたのか、又は奈良を中心とした畿内にあつたのか、これまでにも両者それぞれ言い分があつて現在なお決定的資料、又は遺跡は發見されておらず、その筋の専門家の間でも意見が分かれている。

そもそも、邪馬台国の女王とされる卑躬呼は誰が多く「鬼道」を使うとされている。まさか呪術で住民を惑わせて國を治めていたわけではあるまいが、分からぬ存在ではある。私は、吉野ヶ里とその周辺に二回、鹿野古道・山之辺古道等、奈良を中心に前後三回訪れたことがそれぞれ二千年を経た今日、本州のいづれの地域にもある静かな農村ではある。それにしても、日本人のルーツを探るのは興味の持たれることではある。

〔付記〕

以上の原稿は、十一月五日に書き上げたものであるが、十一月十二日北海道新聞によると、「廻向遺跡に更に巨大建物跡が発見」されたとして「邪馬台国、畿内説に勢い」として「邪馬台国の大建物地としての畿内説と北九州説が再燃を報じている。しかし、北九州説論者は「廻向遺跡は、出土器の年代が合わぬ」と反論、畿内説が優勢になつたものの、決定的なものではないとしている。

入植者激増を前に

一 明治九年、社会情勢に合わせて――

一、はじめに

駅通には二大任務がある。一つは、人馬の廻立（郵便制度確立までは公狀の廻送りを含む）であり、もう一つは、旅人の宿泊（本州及び道内和人地を除く）である。特に、廻立業務については、宿駅制と稱していた本州、及び和人地についても施行されていたものである。後者の旅人の宿泊については、本来、宿駅の直隸の業務ではないが、東西僻夷地では、場所請負人の請負条件の一つとして公用通行者の宿泊を義務付けていた。

私が本編で書こうとしているのは、開拓使監下において、一般庶民も利用できるようになつてからの駅通（又は駅場）と名前を変えてからのことである。

さて、明治九（一八七六）年十月のこと、開拓使から次の布令が発布された。

これは、従前の駅通制度を当時の社会情勢に対応して改めし、駅通の運行をより容易にしようとするものであった。この布令を見ると、随分大きな改善を因ろうとし、この草に当たる相当者の意気込みが見られる。一方、現場の駅通側についても、駅務運営が大いに改善されたものと推察される。

まずこの布令を全文ことに挙げ、解説を加えつつ列記することにしたい。その前に、明治十八年十一月刊「開拓使事務報告四編」に掲げられている函館駅通所の「人馬廻立・貢日賛金」の項を参照しつつこのとき発布された布令の条項とを比較して、いかに改正しようとするのか解説するに及んでいた。

駅通情報

函館駅通所 人馬運送・四日置課		里	里	里	里
早	晚	人足	馬	人足	馬
七時五分	二時半	一人七百日	六錢	一千五百日	八錢
夜					
中夜	夜	五時	五時	五時	五時
途中夜中二入ルハ右ヨリ參的ス					

二 布令の内容と解説

明治九年の布令跡によると、十月二十五日付で「本厅達内内第一三二号」を持つて「駅通所へ給与金及綱立方更正」として、道内各分署に次のとおり布達されている。
「從前全道一般駅通所へ給与候手当金並取扱月給金今般各紙第一号ノ通更正候多額第二号規則ニ依り官ノ救助ヲ不許追々自立實踐為至候精リニ付其所轄各駅ニ於テ同一施行廳成廉ハ精密取扱ノ上至急可御出此旨相連候事」

○解説

この布令の内容は二つに分かれていて、第一号は道内各駅通所の給与金（手当金・取扱人の給与等）を示達したものであり、いま一つの第二号は、駅通の二大業務、すなわち、人馬の維持と旅人の宿泊に関する取扱規則とでもいべきものを主体に制定したものである。これまでも、各駅通所とに細分したことはないが、この第二号は開拓使の布令として公にしたことはないので、改めて第二号に限定して紹介する次第である。

前出の「函館駅通所の上部機関である当時の函館支庁は、開拓使本府（札幌在）管内とは、社会情勢が大きく違つていて駅通制度も別項で度々記載しているように本州の宿駅制に近い方策をとつていたのである。従つて、宿駅制についても兩局支庁限りで独自の運用を図っていたものであったので、右に記載した函館駅通の「人馬

綱立・賃料削減」についても必ずしも本厅管下で実施してはいたと同様の取扱いをするとは限らず、若干の違いがある。前書きが長くなつたが、本論の布令の条目に入ることにしておきたい。

〔第一〕

一、人足走人 貰目七百日迄ヲ定度トス賃料一里金四錢但七百日以上ハ七百日迄每二賃料高ノ一割加リ増

一、馬走走人 貰目或賃費日迄ヲ定度トス賃料金六錢但凡拾百日以上ハ貰目迄毎三賃料高ノ三割加リ増

○解説

人足の相手荷物七貫目（約二十八キログラム）は、現代人にとって相当の重量で、しかも読み分け道路を背負つて歩行するのであるから、これを担当する者（多くはアイヌ人）の負担は大変大きかつたものと思われる。

また一方、馬は、二十貫目（函館駅通では二十五貫目（約百キログラム））は馬にどうてはやや軽く思われるが、荷役馬のほとんどは道南子であり、現代のように大型の洋船に比べて、これが限度であつたのである。

陸駆まで五里（約二十キロメートル）の行程として、平常料金二十錢、馬は上限定度まで積んだとして三十錢の収入である。

なお、この設定料金は、前述のとおり、開拓使時代に入つて間のない時期のものであつて、出勤人足、駅馬にとつて相当改められてからのものである。

〔第二〕

「第二」
荷物ノ四日其定度ニ過ルト見認ル節ハ何地ニオキテモ四日掛改メ過車ノ分ハ前条ノ割合ニ従ヒ相当ノ増賃可仕払事」

○解説
右、賃料改所（独立した四日改所、又は駅通所に併設する直目改所がある）において、右「第一」に掲げる荷重が、荷主が申告した荷重より重い場合、過重量の分について不足分を追徴する。

この荷重量は、最初から重量を誤魔化して申告する場合と

はかぎらず、通行途中において何らかの理由で入手した物件があり、これを差し込み運送依頼をすることもあり、そのため最初の申告重量を超える場合がある。

〔第三〕 一、大風雨ノ時ハ賃錢高ノ三割増賃可仕私事」

「公状定日差出し」のこと 一 郵便制度施行前の 郵用郵便の発着

○解説 暴風雨の時には「第一」の定額の三割増、すなわち「一里に付き、人足一錢五厘、馬一錢八厘の増額を申し付ける。」とては、兩額の場合、雪中割増が設定されていたが暴風雨については設定されていなかった。

〔第四〕

一、積雪中ハ賃錢高ノ一割増賃可仕、大馬足賃相立脚ハ人足二倍人足賃及割増ヲ同様可仕私事

但大馬風雪ノ脚ハ本文ノ外ニ定賃錢ノ三割増可仕私事

○解説 積雪期間は明定されていないが、この場合は実況によるのであろう。要するに、積雪時には期間にかかるまで一割増とするのである。

また、馬足の立たない積雪のあった場合には、別に人足を出さず、人足を出したことにして人足賃を申し受けける。
なお、大風雨雪の場合には、右条件のほか定賃錢の三割増を申し受けける。

〔第五〕

一、人馬トモ積錢半額其傳主ヨリ仕私可申事

当時道内には有料荷物の輸送が数ヶ所のはか多数の渡船場があつたが、この渡船、又は汽船を利用する駅逕所領の人足、渡船場の料金は輸送主である駅逕取扱人が負担する。しかし、渡船場は地元自治体、又は駅逕に所属するものがほとんどであつたので、無料通船であつたものと認められる。

(以下次号)

2 明治六(一八七三)年前後の状況

現在、郵便局に投函された郵便は、郵便局員(又は、勤務者)によつて少なくとも毎日一回は回収されて、あて先に返送されるが、郵便制度施行前はどうしていたのであろう。江戸時代の私的郵便の取扱いについて曰、「北海道の定期便の研究」(上巻、(江戸時代編))に詳述してあるので省略するが、北海道が開拓使管轄下になると、奥地(東西郷夷地)も沿岸部を中心に漁民、船員等が増加して、それとともに、開拓使の出先機関、支庁、出張所等が増加配置され、それらと札幌本庁との間に、公用紙(物)、公

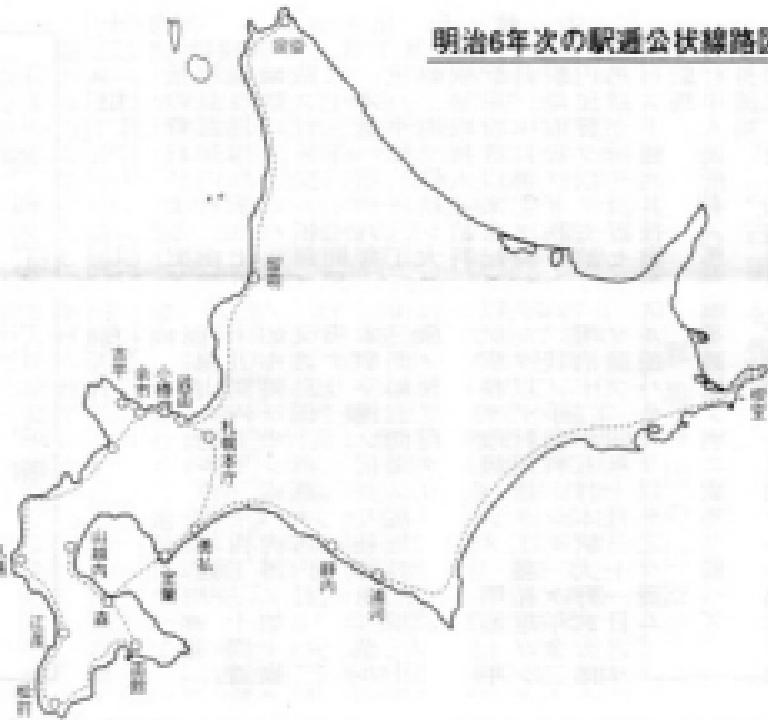
用紙では、一般個人の郵便物や現金の送達もできるようになつたが、奥地の東西郷夷地では信書等の送達方法がなく、幸便といつて、旅行中の通行人に委託するが、場所を負問使者に便宜依頼する形を方法がなかつたのである。

別項に書いたように、「公状(物)」(郵用郵便)に限つては、場所負人の請負条件の一つとして運送する独立人足馬因によつて運送りが行われていた。この方法は、開拓使時代に入つても受け継がれ、この方法は、開拓使時代に入つても受け継がれ、この方法は、郵便制度施行まで続いた。

金等の発受が増加し、これら輸送機関の強化が求められる状況にあつた。

しかし、公狀(物)の輸送は、以前として江戸時代の場所開拓人による輸送方法そのままの状態が続き、これが「浜場持・府藩寺院」支配に分治された以後も、余り改善されず、に続いていた。

明治6年次の駅通公狀線路図



3

開拓使による出先機関との連絡網の強化

開拓使は、出先機関との連絡強化を図るために、駅通線路網の整備強化が必要であるとの観点からと、公狀等の取扱物数の増加に対応するため、「駅通線路網」の整備充実を図ることとし、各出先機関に対し、次の通達(布令)を発出した。

〔第五百(無号)〕公狀差出日

第五百(無号)民事拾壹ノ三丁)
領内各郡内、拾壹ノ四号之内拾壹ノ五号通河(十月〇日)

○公狀差出日割
本府出

一、東部 関係官室ヲ向出發五、十ノ日
(朱)十五日金子入差出日

一、西部 京谷岩内古等ヲ向出發三、八ノ日
(朱)十三日 蓄全上

○函館出

一、東部 本府ヲ向出發一四、九ノ日
(朱)四日金子入公書

(二)二十九日 緊急日

但東京出張所ヨリ本府へ当タル公書官物到達シ或ハ函館港ヨリ小樽ヘノ便船有之處又者緊急到着ヲ要スル公書等ハ駅郵便ノ内通宣臨時通送ノ手續ヲナスベシ
且定日ト雖モ至急到着ヲ要セサルモノニシテ其數尤寡少ナル時ハ次ノ定日ニ並リ通送スベキ事
一、各支庁へ者至急到達ヲ要スルハ臨時通送ノ手續ヲ要セサル分ハ本府ノ便ニ差込通送スベキ事

(以下次号)

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(九) — 松前街道二十一か宿 —

十二、知 内 一 しりうち

6. 他の資料による記録

(1) 横尾郡知内村 南館ヨリ樺山ニ至ル西海岸通り
(2) 横尾郡樺森駅江七里二十五間内五里三十四丁三十間道路
崎廻ニシテ或ハ馬骨ノ如キ丸アサシ或ハ虎脚ノ如キ彌ヲ
跋ス行駕廻ル困難ス。又渡島國上磯郡木古内村江ハ二里
二十三丁三十七間前平夷ナリ。

本道ハ明治八年中、本駅字揚ノ尻ヨリ蘇冷里ニ至ル一
里ハ平地三十三丁、二十三間幅五間湯ノ尻坂長二里三十間
越二間ヲ越過シ大二行駕ノ便ア得タリ。

(3) 駅跡取扱人差給料
駅場設置以來書記ヲ以テ駅務ヲ取扱ハシメ、明治十年二
月、中村書記ヲ喫シタルア以テ村用掛ク工藤祐助ヲシテ
駅場取扱ヲ兼務セシム。其ノ手數料トシテ一ヶ年金二十
円民費ヲ以テ支給ス。明治十二年五月本駅大野武太郎人
馬廻立所ヲ設置セン「ラ請ア。同年十月三十一日之ヲ許
可スト鰐氏其後營業スル能ハサルア以テ之ヲ認ム。」

(4) 駅馬
村中人民所有ノ馬ヲ順番連伍シ別ニ駅馬ヲ備ヘズ。
(5) 舟泊場

本駅ノ傍ニ知内川アリ、渡頭二十五間ナルモ出水ノ節ハ
百五十間余ニ至ル、造船其他ノ費用ハ渡守ノ自費ニシテ
渡頭一人金一錢六厘、其他ハ前駅ト同シ、又本駅ヲ距ル
二里許ニ蘇冷里川アリ、渡頭十五間ナリト傳、洪永ノ節
ハ凡百間ニ至ル、造船其他ノ費用ハ渡守ノ自費ニシテ渡
頭一人二付一錢六厘其他ハ如内川ニ同シ。

(1) 知内・福島間は、七里以上もある長距離であるうえ、そのうち六里近くは難道である。駅路沿革志の筆者は、これを「肥原」という表現を使っている。珍らしい文言である。

難道ではあるが、苦情がよく行われていて通行の便を計つている様子である。

駅務処理には、以前は専相の書記を置いていたが、明治十年二月からは工藤祐助を利用掛兼駅務掛を命じ、年二十四円を支給したという。

同十二年十月、駅法改正により民営とし、人馬廻立所を置いた。駅馬は、専相の備馬を置かず、村中の馬持が順番で供出し、運送した。

(4) 村内一か所に渡船場がある。これには自費經營の渡守を置き、渡賃一人、一錢六厘を徴収して渡守の収入とした。本駅の位置を開拓使事務報告では「上磯郡」と、また、駅路沿革志は「福島郡」とある。

これは双方とも間違いで、その後、福島郡も「松前郡」に変更になっている。

○ 資料寄贈お礼

一、
発行白駅場小史
著 行 者 同駅舎全貌写真

別海町 戸田 博史 氏

発行年月日 平成二十一年十一月五日

頒布 無 料

札幌市南区川沿四条五丁目二二一
史学研究会 主宰 宇川 雅雄
TEL ○一一五七一ー二六〇一
ホーネギー